

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年 環境庁告示第59号より抜粋

改正 令和3年10月環告62（令和4年4月1日施行）

1 河川

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）  
ア

| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適応性                  | 基準値  |                       |                  |   |                     | 該当水域                     |
|----------|-------------------------------|--|-----------------------|------------------|---|---------------------|--------------------------|
|          |                               | 水素イオン濃度<br>(pH)  | 化学的酸<br>素要求量<br>(COD) | 浮遊物質量<br>(SS)    | 溶存酸素量<br>(DO)   | 大腸菌数<br>[90%水質値]    |                          |
| AA       | 水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下   | 1mg/L以下               | 1mg/L以下          | 7.5mg/L以上   | 20CFU/<br>100mL 以下  | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| A        | 水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの   | 6.5以上8.5以下   | 3mg/L以下               | 5mg/L以下          | 7.5mg/L以上   | 300CFU/<br>100mL 以下 |                          |
| B        | 水道3級 工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下   | 5mg/L以下               | 15mg/L以下         | 5mg/L以上   | -                   |                          |
| C        | 工業用水2級 環境保全                   | 6.0以上8.5以下   | 8mg/L以下               | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L以上   | -                   |                          |
| 測定方法     |                               | 規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格17に定める方法            | 付表9に掲げる方法        | 規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 |                     |                          |

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

| 項目類型 | 利用目的の適応性  | 基準値                          |              | 該当水域                    |
|------|---|------------------------------|--------------|-------------------------|
|      |   | 全窒素                          | 全燐           |                         |
| I    | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）              | 0.1mg/L以下                    | 0.005mg/L以下  | 第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域 |
| II   | 水道1,2,3級（特殊なものを除く）<br>水産1種<br>水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下                    | 0.01mg/L以下   |                         |
| III  | 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの                       | 0.4mg/L以下                    | 0.03mg/L以下   |                         |
| IV   | 水産2種及びV以下の欄に掲げるもの                               | 0.6mg/L以下                    | 0.05mg/L以下   |                         |
| V    | 水産3種 工業用水<br>農業用水 環境保全                          | 1mg/L以下                      | 0.1mg/L以下    |                         |
| 測定方法 |   | 規格45.2, 45.3<br>又は45.4に定める方法 | 規格46.3に定める方法 |                         |

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

## (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息<br>状況の適応性   | 基準値         |              |                      | 該当水域                     |
|----------|---|-------------|--------------|----------------------|--------------------------|
|          |   | 全亜鉛         | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |                          |
| 生物 A     | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L以下  | 0.03mg/L以下           | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 A    | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下           |                          |
| 生物 B     | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L以下  | 0.05mg/L以下           |                          |
| 生物特 B    | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L以下  | 0.04mg/L以下           |                          |
| 測定方法     |   | 規格53に定める方法  | 付表11に掲げる方法   | 付表12に掲げる方法           |                          |

工

| 項目類型 | 水生生物が生息・再生産する場の<br>適応性   | 基準値                    | 該当水域                     |
|------|--|------------------------|--------------------------|
|      |  | 底層溶存酸素量                |                          |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域                 | 4.0mg/L以上              | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/L以上              |                          |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L以上              |                          |
| 測定方法 |  | 規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法 |                          |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。